

# 日本における受精卵診断導入をめぐる論争 —産婦人科団体と障害者団体・女性団体の議論を中心に

利光恵子 (Toshimitsu Keiko)

## ● 目的

日本における受精卵診断 (preimplantation genetic diagnosis PGD) 導入をめぐる論争の経緯をたどり、どのような社会的意味を付与されて導入されたのかを明らかにする。特に、受精卵診断の導入を計画した医療サイドと、これに反対した障害者団体・女性団体との論争を中心に検討する。

## ● 日本における受精卵診断導入の経緯

### ◇ ～1990年代はじめ

1970年代はじめから導入された羊水診断に対して、障害者運動は、出生前診断に基づく選別の中絶は国家による優生学の実践であり障害者差別であるとして反対運動。同時に、中絶の自己決定を求めた女性運動に対して、選別の中絶も自己決定に含まれるのかと問いかけた  
→女性運動は、中絶の自己決定を掲げつつ、直接手を下すのは女性であることを受け止め、障害者運動との共闘を模索  
医療サイドは、出生前診断に慎重な姿勢

### ◇ 1992年～1998年 「生命の選別」技術をめぐる医療サイドと障害者団体・女性団体の論争期

受精卵診断は、「遺伝性疾患をもつ子どもが生まれないための出生前診断技術」という文脈でとらえられ、  
医療サイドと障害者団体・女性団体の間で、これが差別や優生にあたるかどうかをめぐる論争

- 1995.3. 鹿児島大学医学部倫理委員会、受精卵診断の臨床応用承認で、いったん合意。しかし、障害者らからの強い反対意見により、承認を見送る
- 1995.9. 日本産科婦人科学会 (以下、「学会」)、受精卵診断の実施を事実上黙認
- 1995.10. 障害者団体・女性団体・市民団体が、集会「いのちの価値に〇×つけないで、やめろ!! 受精卵の遺伝子診断」を開催  
以後、「優生思想を問うネットワーク」をはじめとする障害者団体・女性団体は、連携して反対運動を展開
- 1998.10. 「学会」、受精卵診断の実施を容認。「見解(ガイドライン)」を定めて、適用範囲を「重篤な遺伝性疾患」に限定し、実施にあたっては学会に申請し許可を得るとした

### ◇ 1999年～2004年夏 臨床実施に向けた準備期

障害者・女性らの根強い反対が続くなか、「学会」は、「重篤な遺伝性疾患」の原因となる「疾患遺伝子の遺伝子診断」に限定して許可する方針  
大学病院など研究・医療機関と不妊クリニックが、臨床実施開始に向けて準備／着手

- 1999～2000. 鹿児島大学からデュシェンヌ型筋ジストロフィーを対象とする性別判定による受精卵診断申請→「疾患遺伝子を調べるべきで、性別診断は認められない」として不承認  
セントマザ一産婦人科医院から染色体転座による習慣流産防止を目的とする受精卵診断申請→「重篤な遺伝性疾患とは判断できない」として不承認
- 2003. 名古屋市立大学、慶応大学が、受精卵診断実施を学会に申請
- 2004.2. 神戸の不妊クリニックが、「学会」に申請しないまま、男女産み分け等の受精卵診断を実施していたことが明らかになる。「学会」は、この不妊クリニック医師を除名処分
- 2004.7. 「学会」、慶応大学からのデュシェンヌ型筋ジストロフィーを対象にした受精卵診断 (疾患遺伝子の診断) を本邦初の実施例として正式に許可

### ◇ 2004年秋～2006年 不妊治療への適用拡大期

「流産防止のための受精卵診断」は習慣流産という病気の「治療」の一環との認識が広がる  
倫理的問題が少ない「不妊治療の一環としての受精卵診断」という言説の生成と流布

- 2004～2005. 神戸の不妊クリニックらは、社会的容認を求めて主たる診断対象を習慣流産へ移行させながら、「学会」の規制外で受精卵診断を再開。続々と子どもの誕生が報じられた
- 2005.7. 不育症患者会、「学会」に対して、受精卵診断を治療法のひとつとして選択できるよう要望 (不育症:妊娠はするが流産をくり返す症例、親の染色体転座が原因の場合がある)
- 2006.2. 「学会」、「習慣流産に対する着床前診断についての考え方」を定め、不育症・不妊症患者の「苦痛回避の選択肢のひとつ」として、染色体転座に起因する習慣流産に受精卵診断を行うことを認める。  
「現時点において、習慣流産も重篤な遺伝性疾患の一つとして着床前診断の審査対象とする」との考え方
- 2006.12. 「学会」、7例の染色体転座による習慣流産への受精卵診断を承認。2006年末までに承認されたのは、習慣流産7例、デュシェンヌ型筋ジストロフィー2例、Leigh脳症1例の計19例

### ◇ 2007年～2010年 「流産防止のための受精卵診断」の普及期

「重篤な遺伝性疾患」回避のために加えて、「流産防止」の文脈でも実施されるようになり、認可された受精卵診断の8割以上が「染色体転座に起因する習慣流産」を占める

- 2008.9. 筋ジストロフィーや脊髄性進行性筋萎縮症の患者でつくる「神経筋疾患ネットワーク」が、「着床前診断に反対するシンポジウム」開催。「重篤な遺伝性疾患」当事者による新たな形での反対運動はじまる
- 2009年12月末までに、実施申請は153例、そのうち承認は122例 (習慣流産103例、デュシェンヌ型筋ジストロフィー10例、筋強直性ジストロフィー5例、Leigh脳症2例、副腎白質ジストロフィー1例、OTC欠損症1例)
- 2010.6. 「学会」、「着床前診断に関する見解」を改定。染色体異常も「重篤な遺伝性疾患」に含めることを明示して受精卵診断の対象とするとともに、「重篤な遺伝性疾患」回避を目的とする受精卵診断に加えて、改めて、「新たな枠組み」として、習慣流産への適用に確固とした位置を与えた

## ● 障害者団体・女性団体と医療サイドの論争の主な争点

	障害者団体・女性団体	「学会」／大学病院等の研究・医療機関	不妊クリニック
倫理的問題	・受精卵診断は「差別の技術」 ・いのちの選別であり、障害者や病をもつ者に対する差別 ・同時に、女性の心身に過重な負担を課して遺伝的に健康な子どもを産むことを強いる技術である ・習慣流産への適用は、「流産防止」の名のもとに行われる「いのちの選別」である	・「医学的、社会的、倫理的な問題を包含」 ・障害をもつ胎児の選別の中絶に比べて、倫理的問題も少なく、女性の心身への負担も軽い	・「流産防止のための受精卵診断」は、もともと染色体異常で着床できなかった受精卵、流産する運命にあった受精卵を調べて、胎児として発育できる受精卵だけを子宮に戻すだけであり、優生思想や命の選別にはあたらない ・流産をくり返さないための不妊治療であり、不妊症や習慣流産で悩む人が「新しい命を育むための技術」
重篤さ	・障害の社会構築性を強調して、「重篤さ」は計ることも決定することもできないものだ主張。 ・たとえ「重篤」と判断できたと仮定しても、重篤であれば、なぜ、生まれないようにしてよいのか?	・「生命の選別を行う手技」だが、診断対象を「重篤な遺伝性疾患」に限定することで倫理的に容認できる	
自己決定について	・「子どもの質を選ぶこと」と「子どもをもつこと」の選択」とを明確に弁別し、「子どもの質を選ぶこと」は女性(カップル)の自己決定権には含まれないし、自己決定権によっても正当化されない	・強制を伴わず女性(カップル)の利益を優先して自発的に行われる限り「優生思想によるものではない」	・受精卵診断を受けることは、これを希望する女性(カップル)の基本的な人権(幸福追求権)である

## ● まとめ

日本においては、1970年代の障害者運動による羊水診断導入反対運動を起点として、出生前診断には「生命の選別」あるいは「優生」という言説が付随してきた。受精卵診断も、導入が図られた当初は「生命の選別技術」と捉えられてきたが、不妊治療の場に組み込まれることで、「生命の選別」から「胎児として発育できる胚を子宮に戻す技術」へとその意味を大きく移動させ、2004年ごろを機に、倫理的問題の少ない「流産防止のための受精卵診断」という言説が生み出された。現在、「不妊治療の一環としての受精卵診断」という枠づけを得て、女性(カップル)の幸福追求のひとつとして受容され普及し始めている

<文献>  
日本産科婦人科学会、1998、「着床前診断に関する見解」、「着床前診断に関する見解に対する解説」『日本産科婦人科学会誌』50(10):18-27。  
-----、2004、「要望書 厚生労働大臣、文部科学大臣、内閣府特命担当大臣(科学技術政策)あて 平成16年7月23日付」  
-----、2006、「着床前診断に関する見解について 習慣流産に対する着床前診断についての考え方(解説)」  
-----、2010、「着床前診断に関する見解 着床前診断に関する見解の改定について」  
大谷徹郎・遠藤直哉、2005、「しまったら着床前診断—流産をくり返さないための不妊治療」はる書房。  
立岩真也、1997、『私的所有論』勁草書房。  
利光恵子、2008a、「日本における受精卵診断をめぐる論争(1990年代)一争いの経過」『医療・生命と倫理・社会』7: 67-85。  
-----、2008b、「日本における受精卵診断をめぐる論争(1990年代)一争いの経過」『コア・エッセンス』4: 193-211。  
-----、2009、「日本における受精卵診断の認可枠組み転換の背景」、『コア・エッセンス』5: 229-239。  
-----、2011、「日本における受精卵診断導入をめぐる論争」2011年度立命館大学大学院先端総合学術研究科博士論文